

地域司法の基盤整備に関する会長声明

最高裁判所は、日本弁護士連合会との協議を受けて、全国で、地方裁判所については、平成29年4月から新たに3支部において労働審判の実施を開始すべく準備を開始すること、また、裁判官非常駐支部及び家庭裁判所出張所については、平成28年4月から新たに1支部に支部長を置いて常駐化させるほか、3支部及び2つの家庭裁判所出張所について裁判官のてん補回数を増加させることなどを明らかにした。

これらは、いずれも「市民に身近な司法」の基盤となる地域司法の充実に向けて裁判所が踏み出した意義ある一歩であり、司法の一翼を担う当会としても歓迎したい。

ところで、当会は、かねて水戸地方裁判所土浦支部（以下「土浦支部」という。）における労働審判の実施と水戸地方裁判所麻生支部・水戸家庭裁判所麻生支部（以下併せて「麻生支部」という。）における裁判官の常駐化の必要性を訴えてきた。

まず、土浦支部管内を中心とする県南地域は、現在、人口、事業所数及び個別的労働紛争数において、水戸地方裁判所本庁管内のそれらに匹敵し、あるいは上回る状況にある。このような状況の下、県南地域においては、個別的労働紛争の解決に対する市民の需要をみたすため、その有用な手段である労働審判を実施する必要性は極めて高いところである。

他方、麻生支部においては、裁判官が常駐していないこともあって開廷できる日時が限られており、例えば調停期日の間隔が2か月を超えることもめずらしくないのが現状である。また、麻生支部は、本庁支部の裁判官1人あたりの民事通常訴訟の新受件数が全国で最も多いとの報告もあるところである。このような状況は、市民が求める迅速な紛争解決を阻害するものであり、開廷期日を増やすために裁判官を常駐化することが必要不可欠である。

当会は、これらの必要性につき、これまで首都圏弁護士会支部サミット等を通じて積極的に発信し、平成24年には土浦市において上記サミットを開催して市民に理解を求めるなど、地域司法の充実に向けて尽力してきた。

しかし、最高裁判所の上記表明でも、土浦支部は労働審判を新たに実施する支部とならず、また、麻生支部は裁判官を新たに常駐させる支部とならなかった。このような結果は、市民のために上記のような活動を継続してきた当会として、遺憾である。

当会としては、このたびの最高裁判所と日本弁護士連合会との協議とその結果としての最高裁判所の表明は、支部機能の充実に向けた第一歩であり、今後ますます展開していくものと認識している。当会は、これからも、土浦支部における労働審判の実施と麻生支部における裁判官の常駐化を強く求めるとともに、地域司法の充実に向けて尽力する所存である。

平成28年3月9日

茨城県弁護士会 会長 木島千華夫